

# 神戸芸術工科大学大学院学位規程

制 定 平成5年4月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに神戸芸術工科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第38条の規定に基づき、神戸芸術工科大学大学院(以下「本大学院」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 修士(芸術工学)
- (2) 博士(芸術工学)

## (修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、大学院学則第37条第1項に規定するところにより、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

## (博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、大学院学則第37条第2項に規定するところにより、本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び最終試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

## (学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文又は作品(以下「修士論文」という。)の提出に関しては、次のとおりとする。

- (1) 修士論文は、指導教員のもとに作成し、承認を得て提出するものとする。
- (2) 修士論文の論文の場合は、正本1部、副本4部及び保存用写真資料とし、作品の場合は、作品一式、説明小論文の正本1部、副本4部及び保存用写真資料を作成し、指導教員を経て、修士論文審査願及び論文要旨を付して学長に提出するものとする。ただし、論文においては、保存用写真資料提出に該当しない論文の場合は、提出しなくてよいものとする。
- (3) 保存用写真資料の作成については、別に定める。

2 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の提出に関しては次のとおりとする。

- (1) 博士論文は、指導教員のもとに作成し、承認を得て提出するものとする。
- (2) 博士論文は正本1部、副本4部及び保存用写真資料を指導教員を経て、博士論文審査願、論文要旨及び論文目録を付して学長に提出するものとする。ただし、保存用写真資料提出に該当しない論文の場合は提出しなくてもよいものとする。
- (3) 保存用写真資料の作成については、別に定める。

3 学長は、前2項による学位論文の提出を受けたときは、当該論文を受理するか否かについて審査を行う。

## (論文の提出時期)

第6条 修士論文及び博士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

### **(本大学院博士後期課程を経ない者の論文の提出)**

- 第7条 第4条第2項の規定により博士の学位を申請する者は、所定の期日までに博士論文に博士論文審査願、論文要旨、論文目録、履歴書、研究業績一覧及び学位審査料を添え、学長に提出するものとする。
- 2 本大学院博士後期課程に在学し、所定の単位を修得して退学した者(以下「退学者」という。)が、再入学をしないで博士の学位を申請するときも前項の規定による。
  - 3 学長は、博士論文の提出を受けたときは、当該論文を受理するか否かについて審査を行う。
  - 4 前項の審査については、第9条から第12条の規定を準用する。

### **(学位授与の特例)**

第8条 退学者が、退学後2年以内に博士の学位を申請する場合は、第4条第1項の該当者としてとり扱うことができる。

### **(学位審査料)**

- 第9条 博士の学位審査料は、別に定める。
- 2 一旦受理した学位審査料は、返還しないものとする。
  - 3 退学者が、退学後2年以内に博士の学位を申請する場合の学位審査料は免除することができる。

### **(学位論文の審査及び最終試験)**

- 第10条 学位論文の審査は、博士(芸術工学)論文審査委員会及び修士(芸術工学)論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)によって、これを行う。
- 2 審査委員会の委員は、本大学院教授会で定めるものとする。ただし、指導教員は当該学位論文の審査において委員となる。
  - 3 審査委員会は、前項の審査を行うため、学位論文に関連する領域の教員を主査とし、副査として、修士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する領域の教員2名以上、博士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する領域の教員3名以上で組織する専門委員会を設けるものとする。
  - 4 審査委員会において必要があると認めるときは、他の大学の教員等を審査委員に加えることができる。
  - 5 専門委員会は、学位論文の審査のほか、最終試験も併せて行うものとする。
  - 6 専門委員会は審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型若しくは標本等の資料又は参考論文を提出させることができる。
  - 7 最終試験は、口述又は筆記試験によりこれを行う。
  - 8 専門委員会の主査には、修士の学位論文審査の場合は指導教員を当てるものとし、博士の学位論文審査の場合は、本大学院博士後期課程の研究指導教員の資格を有する者を当てるものとする。
  - 9 第4条第2項に定める試問は、博士論文を中心として、広く関連科目にわたって、口頭又は筆記により行うものとする。

### **(試問の免除)**

第11条 退学者が、退学後5年以内に博士の学位を申請するとき、第4条第2項に規定する試問を免除することができる。

### **(審査期間)**

第12条 学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。なお、課程を経ない者の学位論文の審査及び最終試験は、当該論文提出後1年以内に行わなければならない。

### **(審査結果の報告)**

第13条 専門委員会は、学位論文の審査結果と最終試験の結果の要旨を添えて、審査委員会に報告するものとする。

2 専門委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合には専門委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

3 審査委員会は、専門委員会の報告に基づき当該論文の可否を決定し、その結果を大学院教授会に報告するものとする。

### **(学位授与の議決)**

第14条 大学院教授会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、大学院教授会構成員2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意を要する。

### **(学位の授与)**

第15条 学長は、前条の大学院教授会の議決に基づき、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

### **(学位授与の報告、論文要旨等の公表)**

第16条 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は当該学位を授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、当該博士の学位授与に係る学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

### **(学位論文の公表)**

第17条 本大学院において博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表しているときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合本大学院は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により当該学位論文を公表する場合には、神戸芸術工科大学審査学位論文と明記するものとする。

### **(学位の名称の使用)**

第18条 本大学院において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「神戸芸術工科大学」と付記するものとする。

### **(学位の取消し)**

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は本大学院教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 本大学院教授会が前項の議決をする場合には、第14条第2項の規定を準用する。

### **(学位記の様式)**

第20条 学位記は、様式第1号から第3号のとおりとする。

### **(改正)**

第21条 この規程の改正は、神戸芸術工科大学教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第20条に定める様式については、平成9年度から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

(様式 省略)